様式第２号（第８条関係）

補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

八頭町長　　　　　　　　　　印

　　　年　　月　　日付で申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、八頭町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第８条第２項の規定により通知します。

記

Ⅰ　事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

Ⅱ　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

Ⅲ　交付条件

　１　補助対象者は、　　年　　月　　日までに補助事業を完了しなければならない。

　　　補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了しないときは、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けなければならない。

　２　承認事項等

　　(１)　補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

　　　ア　補助事業の内容を変更しようとするとき。

　　　イ　補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

　　(２)　補助対象者は、補助事業が予定に期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

　３　状況報告

　　　補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があったときは、直ちに報告しなければならない。

　４　実績報告

　　　補助対象者は、補助金に係る事業完了後１箇月以内（第９条第１項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から１箇月前以内）又は当該年度３月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

　５　補助金の確定等

　　　町長は前項の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた時は、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。

　６　補助金は、前項の規定による補助金の額の確定後、速やかにその金額を交付する。

　７　遵守事項

　（１） 補助対象者は、その浄化槽を廃止するまでに浄化槽法第7条、第10条第1項及び第

11条に定めるところにより、保守点検・清掃、指定検査機関の行う検査を受けなければならない。

　（２） 補助対象者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間は、検査に係る指定検査機関への申込書又は契約書及び検査結果報告書の写しを毎年町長に提出し、保存しなければならない。